

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第九号

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和五十七年佐賀県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び第五号に規定する」を「から第六号までに掲げる」に改め、同条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 佐賀県立太良高等学校全日制課程普通科（全県募集枠に係るものに限る。）

「佐賀県立厳木高等学校

別表の北部の項の学区内の高等学校の欄中

佐賀県立唐津青翔高等学校

を

「佐賀県立厳木高等学校」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十三年四月一日以後に高等学校に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。